



旭川市報道依頼

各報道機関 様

令和 4年 9月26日

発信課	経済総務課
担当者	筒井
連絡先	電話 0166-25-7042 (直通)
	FAX 0166-26-7093
	E-mail keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	—
発表項目 (行事名)	「旭川市事業継続支援金」について
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>コロナ禍による売上減少に加え、物価高騰の影響を受けている中小企業の皆様を支援するため、北海道の「道内事業者等事業継続緊急支援金」に上乗せして「旭川市事業継続支援金」を給付するとともに、無料相談窓口を設置しますので、報道をよろしくお願ひします。</p> <p>ア 件名：「旭川市事業継続支援金」</p> <p>イ 対象者：北海道の「道内事業者等事業継続緊急支援金」の給付決定を受け、 <input type="checkbox"/> 法人：本店（本社） <input type="checkbox"/> 個人事業者：住所 が、旭川市内にある事業者</p> <p>ウ 給付額：・法人：10万円／者 ・個人事業者：5万円／者</p> <p>エ 申請：北海道の「道内事業者等事業継続緊急支援金」の給付決定者への上乗せ給付のため申請不要</p> <p>オ その他：10月27日まで旭川市第三庁舎3階経済総務課執務室内に本支援金に係る無料相談窓口を設置します。</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 → 「旭川市事業継続支援金のお知らせ」(チラシ) (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に当たってのお願い	取材等のお申し込みは、上記担当へお問い合わせください。
備考	

中小・小規模事業者 / 個人事業者 の皆さまへ



旭川市事業継続支援金のお知らせ

コロナ禍による売上高の減少に加え、原材料等の物価高騰による影響を受け、北海道の「道内事業者等事業継続緊急支援金*」の給付決定を受けた事業者に対し、旭川市が独自に上乗せして支援金を給付します。

*以下「道支援金」と表記

道支援金 (給付決定済)


法人：10万円
個人事業者：5万円

市から上乗せ給付

旭川市事業継続支援金

法人：10万円
個人事業者：5万円

市支援金を受給するためには、道支援金の申請が必要です

給付要件等	対象者	道支援金の給付決定を受けており、 (法人：本店(本社) / 個人事業者：住所) が旭川市内にある事業者
	市からの給付額	法人：10万円 個人事業者：5万円 <small>事業者単位の給付となります。店舗などの事業所単位ではないのをご確認ください</small>
	道への申請受付期間	令和4年10月31日(月)まで <small>※道支援金が給付予定額に達した場合は、期限前に申請の受付が締切となる場合があります</small>
	申請方法	道支援金の給付決定者への上乗せ給付のため、 旭川市への申請は不要です
	道への申請書類の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 北海道事業継続緊急支援金事務局ホームページ 北海道上川総合振興局 1階 旭川市第三庁舎 1階玄関内 道の駅あさひかわ 24時間トイレ側出入口 

支援金申請相談窓口	本支援金に係る無料相談窓口を設置します 道支援金の申請を含め、専門家による相談を受けられます なお、道支援金のコールセンター(TEL：011-350-6711)も併せてご利用ください	
	開設日	令和4年9月27日(火)～令和4年10月27日(木)までの、 毎週火曜日・木曜日
	開設時間	10:00～12:00、13:00～16:00
	利用料金	無料
	会場	旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎 3階 経済部 経済総務課執務室内
	利用方法	完全事前予約制 となりますので、 必ずお電話の上、会場へお越しください(予約TEL：0166-25-7042) ※事前予約が無い場合は対応できない場合がありますのでご了承ください

担当 旭川市 経済部 経済総務課 金融支援係 TEL：0166-25-7042(直通)
〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎 3階 (平日8:45～17:15)